

美しい国土の形成に資する国土利用

「美しさ」への軽視

・防災、利便性等の実利面が優先され、「美しさ」、景観にお金をかけることへの拒否反応が根強い

景観要素単体での取り組みにやや偏向

・景観保全において、構造物等の景観要素単体を対象とする制度、取り組みが多い

特徴ある自然地形の毀損

- 自然地形周辺
 - ・山地、河川、海岸等の周辺での土地開発による自然地形の毀損
- 都市近郊、郊外
 - ・山砂採取等による自然地形の毀損

二次的自然の維持困難

- 農山漁村
 - ・地域内で景観の価値が認められていない
 - ・担い手の減少による維持管理の困難
 - ・棚田等の歴史的景観資産は経営面から非効率
- 都市内の緑地、農地、水辺
 - ・土地開発のため減少

地域の個性の喪失

- 地方都市の中心市街地のまちづくり
- 都市と農村の中間的な地域
(ロードサイド、駅からの周辺風景等)
- ・地域個性のない全国一律的な景観

「美しさ」という観点の重視

財政的制約の下でも「美しさ」の観点を重視し、その質を高めるための投資は必要

総合的な美しさの考え方

- ・さらに「美しい国土」を地質、地形、水利、植生、地理、歴史、文化が総合されたものとして考えるべき
- ・一般的な生活空間を適正な利用を通じて保全することが必要

自然地形の重視

- ・日本の特徴的景観（山＋川＋田のある風景等）の保全
- ・自然環境や土地利用からのアプローチ
- ・広域的な景観、土地利用調整の必要性（国土利用計画 都道府県計画）の活用の可能性）

身近な自然環境の保全

- 農山漁村
 - ・農山漁村景観の評価
 - ・ボランティア等の活用を含めた農林地の維持管理方策の必要性
 - ・「美しさ」を維持するための資金確保
- 都市内の緑地、農地、水辺
 - ・良好な居住環境を確保する自然環境として積極的に位置づけ

個性ある地域景観の創造

- ・地域ごとの歴史的、文化的な美意識、必然性のある風景の保全
- ・国土利用計画（市町村計画）、景観法等の活用、連携

国土利用計画においては、第1次計画策定時から自然環境や歴史的風土の保全・保存の重要性が掲げられてきており、特に第3次計画においては、「美しくゆとりある国土利用」の観点から、必要な措置として「美しい国土の形成」が加えられた。

	第1次 昭和51年5月18日閣議決定）	第2次 昭和60年12月17日閣議決定）	第3次 平成8年2月23日閣議決定）
	良好な生活環境の確保	快適かつ健康的な国土利用	美しくゆとりある国土利用」を計画課題に追加 美しい国土の形成」を必要な措置に追加
記述概要	国土の保全　公害の防止 自然環境及び農林地の保全 歴史的風土の保存 文化財の保護	快適性の追求とともに、直接的にこれに接触することを通じて健康を増進するための場として考える動き 安全性、健康性等の観点から質的向上を図る	地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成 国民の余暇志向や自然とのふれあい志向への適切な対応
都市	都市の自然（緑）の確保 市街地において良好な生活環境を確保するために必要な緑地を積極的に保全	緑地空間・水辺空間の積極的保全・創出 美しく良好な街並み景観の形成 土地利用の高度化等によりゆとりある環境を確保・積極的活用	緑地および水辺空間をそれらのネットワーク化に配慮しつつ確保
都市郊外			大型商業施設や大型リゾート施設は地域の景観との調和に配慮
農山漁村地域	農林地の保全	二次自然としての農村景観の保全 地域の活性化を図りつつ緑資源の確保・積極的活用 森林、農地等の緑空間を自然とのふれあいの場として確保	二次的自然としての景観の維持・形成 都市との交流を促進 土地利用転換の適正化（地域景観等に及ぼす影響に留意）
自然維持地域		広大な自然 原野のうち貴重な自然環境を形成しているもの（湿原、水生植生、野生鳥獣の生息地等）の生態系及び景観の維持等の観点からの保全	自然環境の保全を旨として維持すべき地域（高い価値を有する原生的な自然や野生生物の重要な生育・生息地、すぐれた自然の風景地など）の適正な保全 適正な管理の下での自然の特性をふまえた自然とのふれあいの場としての利用（自然体験・学習等）
その他 必要な措置	・土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為等の規制の措置を講ずる	・土地利用を規制する区域を設定する制度を活用する等、開発行為等の規制を行う ・原生的な自然から都市地域に残された自然に至るまで、体系的な保全を図る	歴史的風土の保存、文化財の保護を図るため開発行為等と規制 原野・地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ適正な利用 水面・河川・水路・地域景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成 道路・共同溝、電線類地中化、道路緑化等の推進と良好な街並み景観の形成

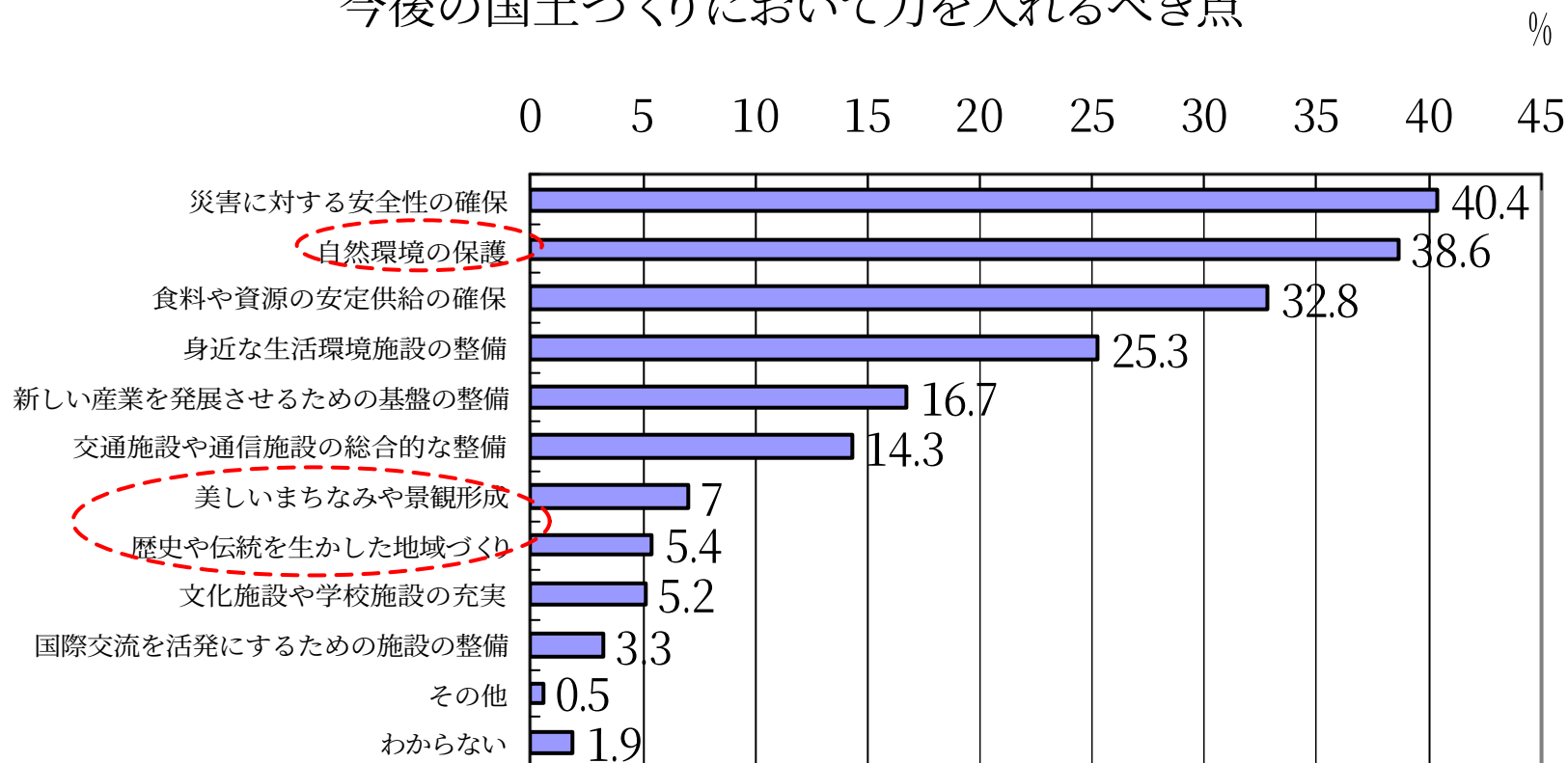
全総計画でも、より早い段階から、自然環境・景観や歴史・文化的環境の保全の必要性を記述されてきており、21世紀のグランドデザインでもやはり「美しい国土の創造」が掲げられている。

		記述	対象
全国総合開発計画 昭和37年10月閣議決定)	観光開発の推進	資源の有効利用の観点に立って観光資源の保護と利用の促進をはかる	文化財、特殊建築物その他人工美 自然の景観、風俗習慣等 国立公園等に存在する自然の景観、史跡、名勝、天然記念物等の文化財の積極的な保護
新全国総合開発計画 昭和44年5月閣議決定)	人間と自然との調和	長期にわたって人間と自然との調和を図り、また、将来都市化の進展に伴っていっそう深刻化すると考えられる国民の自然への渴望に応ずるために、自然を恒久的に保護保存する	歴史的環境の保護保存（文化財） 農地、草地、林地、海岸、湖沼、河川等環境レクリエーション 森林、山岳、湖沼、海岸、海中等の自然環境の保護保存
第3次全国総合開発計画 昭和52年11月閣議決定)	人間居住の総合的環境の整備	限られた国土資源を前提として、地域の特性を活かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する	都市の居住環境の整備（公園、緑地） 魅力ある地方都市（地域の個性） 歴史的環境の保全（生活・文化） 自然環境の保全（国土管理の視点） 森林、水系の重視
第4次全国総合開発計画 昭和62年6月閣議決定)	うるおいのある国土の形成	豊かな森林や水、清浄な大気、静穏な環境の確保、様々な恵みをもたらす自然環境や歴史環境、良好な街並みの保全及び複雑化していく環境問題への対応などにより安定したうるおいのある国土を形成する	美しい都市景観の形成 快適環境の形成（緑地、ゆとり） 歴史的環境の保全（地域の個性） 清流、温泉、森林・山地、海岸、歴史など余暇・レクリエーションの空間
21世紀のグランドデザイン 平成10年3月閣議決定)	美しい国土の創造	歴史と風土の特性に根ざした新しい文化と生活様式を持つ人々が住む美しい国土、庭園の島とも言うべき、世界に誇り得る日本列島を現出させ、地球時代に生きるわが国のアイデンティティを確立する	大都市のリノベーション 多自然居住地域の創造 森林、農地、河川、海岸、集落、市街地等の適正な維持管理、健全な機能によるアメニティ 歴史的風土の保全、文化の創造

今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点として、防災や自然環境の保護とする意見が多い。防災、利便性等の実利面が優先され、「美しいまちなみや景観形成」、「歴史や伝統を活かした地域づくり」の優先順位は比較的低い。

世論調査でみる国民の価値観の変化

今後の国土づくりにおいて力を入れるべき点



出典：内閣府 平成14年度 防災白書」より

注：1) 内閣府「国土の将来像に関する世論調査」より

内閣府大臣官房政府広報室が平成13年6月14日～24日にかけて実施。全国20歳以上の者5,000人を対象とした調査員による面接聴取。

有効回収率69.8%。

2) 2項目までの複数回答可。

※ グラフは第1回研究会資料より再掲

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律として、平成16年6月に成立公布された。

基本理念

- ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- ・景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- ・景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- ・景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- ・景観形成は、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき

○やる気のある市町村が景観行政の担い手

- ・政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる
- ・その他の市町村は都道府県の協議・同意による
- ・その他の地域は都道府県が景観行政団体

景観協議会

行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う



【オープンカフェの取組例】

景観整備機構

NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定
景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得等を行う



【ポケットパーク等の整備イメージ】

ソフト面の支援

景観計画区域（都市計画区域外でも指定可能。）

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることによりは変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

【商店街での取組イメージ】



景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

【イメージ】



景 観 地 区

（都市計画）

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能



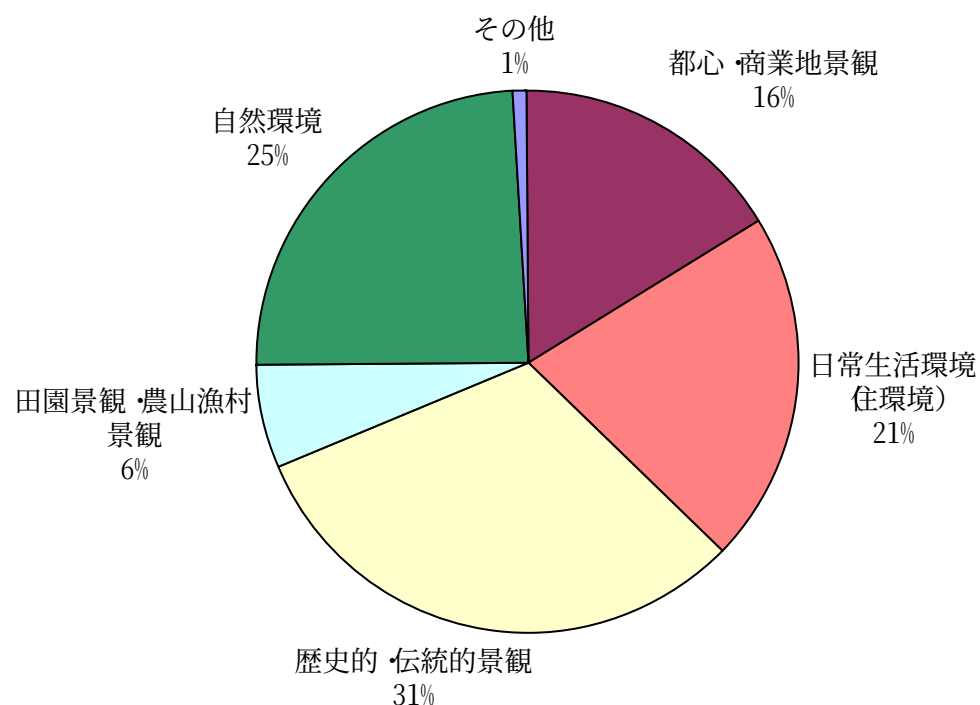
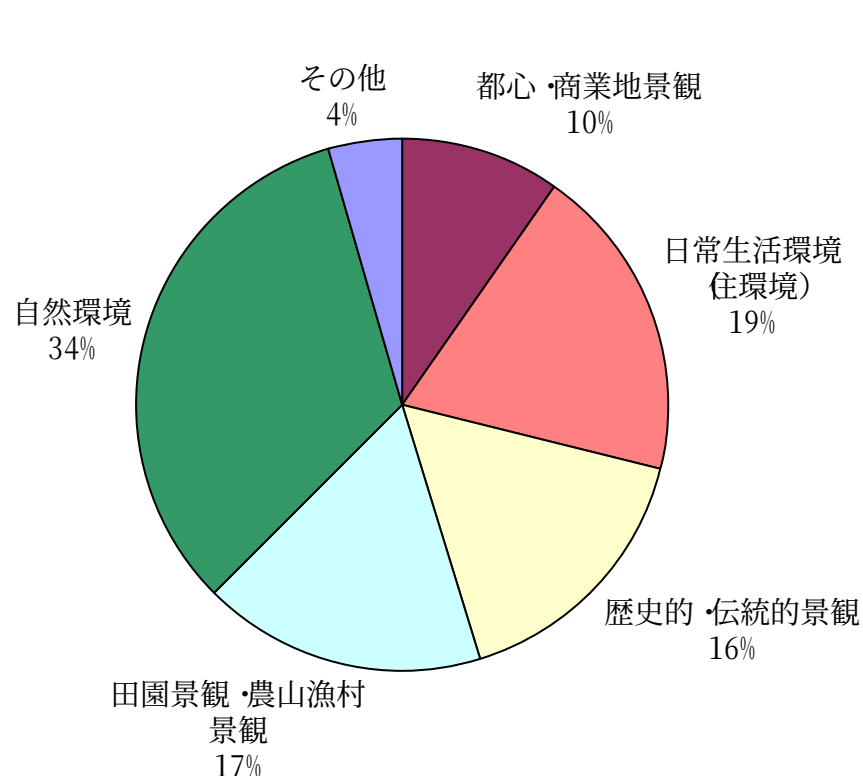
【まちなみイメージ】

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

市町村による景観条例、要綱では、対象地域としては、自然環境と田園景観がほぼ半数を占めている一方、具体的な指定地域としては都心・商業地景観や歴史的・伝統的景観がほぼ7割である。景観における自然環境等の重要性は認識されているものの、対象地域が広域に渡るため単独自治体での地域指定には限界があることが予想される。

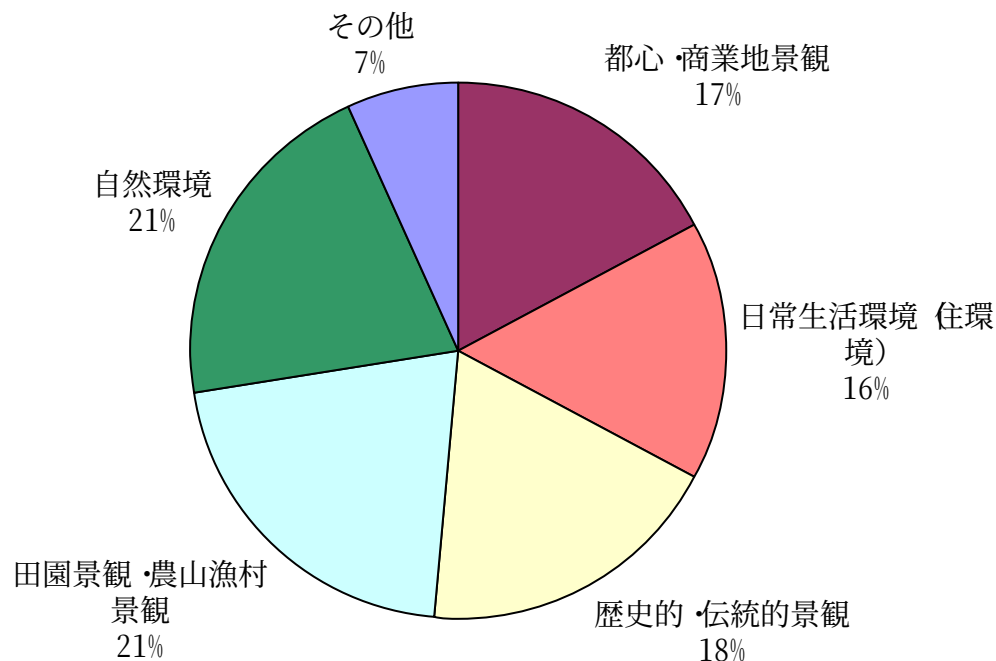
地方自治体景観条例・要綱 対象地域 複数回答可) **地方自治体景観条例・要綱 具体的な指定地域 複数回答可)**



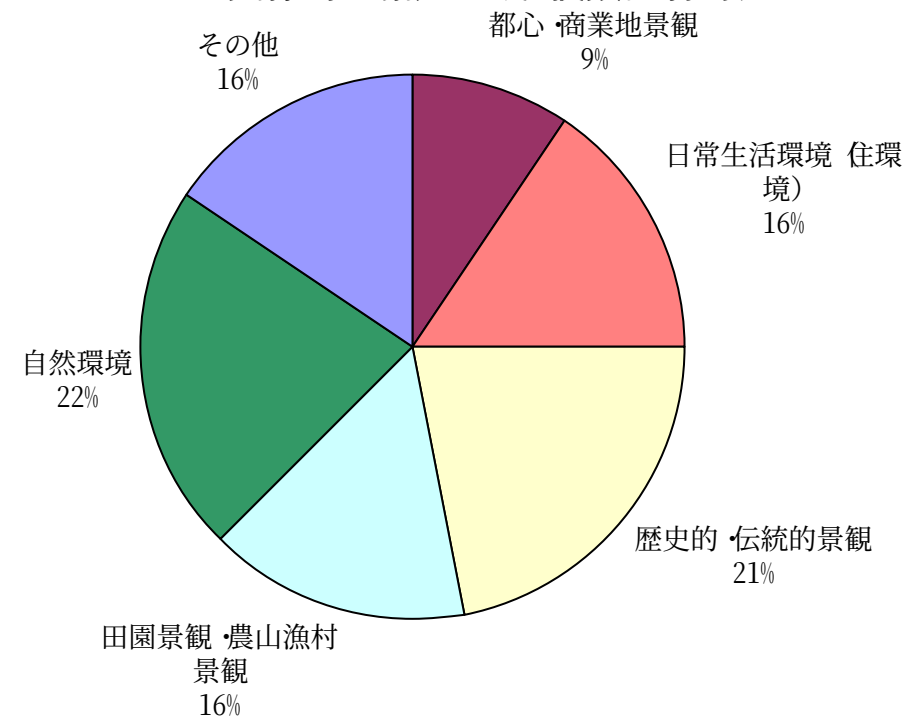
出典：国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート（平成16年1～2月実施）
 景観条例・要綱を持つ地方自治体471団体に発送、回答307団体（回収率65.2%）、うち都道府県22、特別区8、市町村277

都道府県の景観条例では、対象地域は、都市・市街地から自然地域に渡る一方で、具体的な指定地域としては、都心・商業地景観の割合が減少し、田園景観・農山漁村景観の割合が比較的多くなっている。

**地方自治体景観条例・要綱
対象地域 複数回答可)**



**地方自治体景観条例・要綱
具体的な指定地域 複数回答可)**

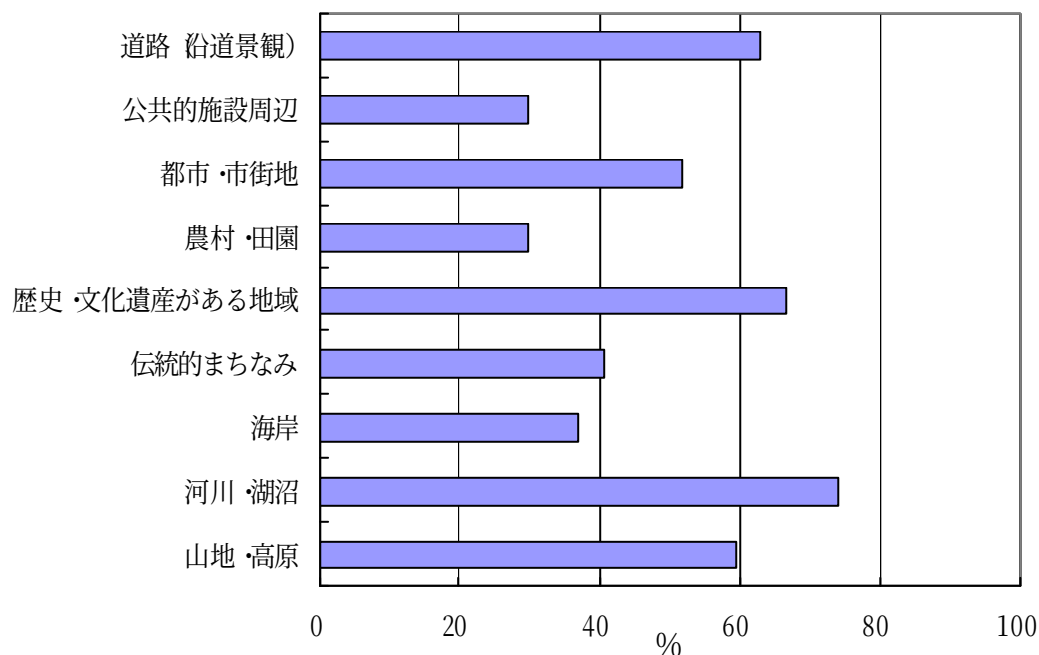


出典：国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート（平成16年1～2月実施）
景観条例・要綱を持つ地方自治体471団体に発送、回答307団体（回収率65.2%）、うち都道府県22、特別区8、市町村277

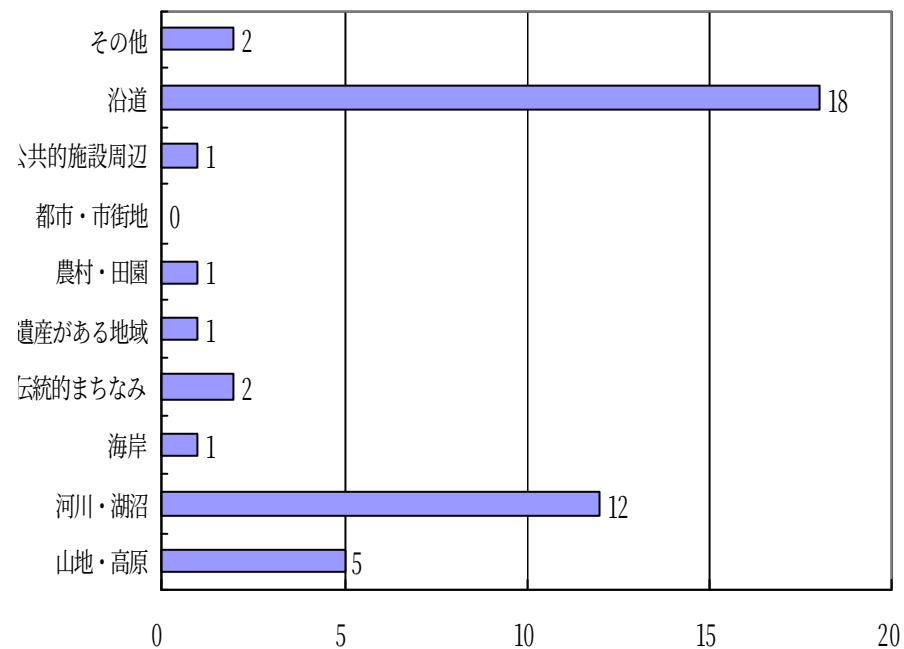
都道府県の景観条例を個別にみると、指定できる地域として、河川・湖沼、山地・高原といった地形や沿道景観等の広域的な地域を指定している割合が多い。

また、実際に指定されている地域としても、沿道や河川・湖沼、山地・高原が多い。

都道府県景観条例で景観保全地域の指定対象



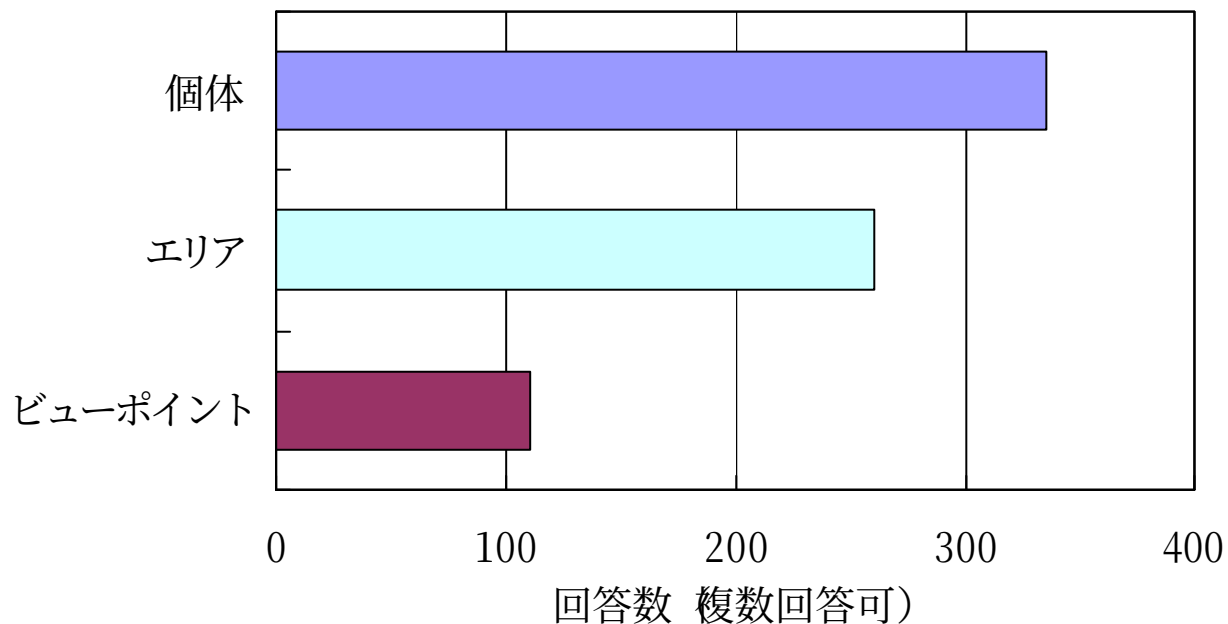
実際に指定されている地域



出典：左は、27都道府県の景観条例より対象地域を抽出し、国土計画局作成。右は国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート（平成16年1～2月実施）の記述回答より再集計。

地方自治体の景観条例、要綱等では、景観保全や景観づくりに係る規制・誘導を行っている具体的な対象として、個々の建築物、工作物など景観要素単体を対象としている割合が最も多い。

景観保全や景観づくりに係る規制・誘導を行っている
具体的な対象



個体

:個々の建築物・工作物 橋などのモニュメント等)

エリア

:特定の地域・地区内の規制や重点整備

ビューポイント

:特定の眺望 (スカイライン等)

出典:国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート(平成16年1~2月実施)

景観条例・要綱を持つ地方自治体471団体に発送、回答307団体(回収率65.2%)、うち都道府県22、特別区8、市町村277

一方、イタリアにおいては自然環境の保全のため、ガラッソ法によって州単位の「風景計画」、風景と環境の価値に特別の配慮を払った都市・地域計画」の策定が義務づけられている。

ガラッソ法
 ・歴史的資産を保護し自然環境を保全するため、州に「風景計画」又は「風景と環境の価値に特別の配慮を払った都市・地域計画」の策定を義務づけ
 ・保護計画区域の決定
 歴史的市中心街地の外側に広がる農地、都市間を結ぶ街道風景
 ・歴史地区は対象外

内容

風景計画

- ・都市基本計画、地区計画に対する上位性
- ・自然風景と歴史的風景の両者を包括する性格
- ・保護計画区域での建築工事、国土の改変の禁止

名称	1985年8月8日に策定された「環境保護地域のための法律」
上位法	共和国憲法 第9条) 自然美保護法
契機	1984年に文化・環境財省が当時同省の政務次官であったガラツの下、発令した省令。計画無しに海岸線から300m以内、海拔1800m以上の地域の開発を一時禁止した。
計画策定対象地域(第一条)	・海拔線から300m以内と岬 ・湖沼岸から300m以内と湖沼上の地区 ・河川、急流、王国勅令1775規定の疎流の両岸から150m以内の地区 ・アルプス山系海拔1600m以上とアペニン山系、島の海拔1200m以上の地区 ・氷河とカール ・国定及び州立公園、保護区、公園周辺 ・森林 ・農業大学の演習林、公共団体所有の農地 ・共和国大統領令448号によるリストに含まれる湿地区 ・火山 ・考古学地区
追記事項	同法の実施に当たり、各州は風景計画ないしは風景計画を含む広域都市計画を1986年12月31日までに承認しなければならない。期限までに策定できない場合は、文化・環境財省が定められた権限を行使できる。
省の上位概念	建築申請が関係地区にあった場合、60日以内に州が判断し、許可する場合その内容を文化・環境省に通達するが、通達日より60日以内にしかるべき理由により、同省は許可を破棄する権利を持つ。事業者が行政機関の場合も同様。

地域類型によって、さまざまな景観要素が考えられるが、ここでは仮に、具体的対象として価値の見出されやすい町並み、農産漁村景観等、歴史・文化的景観と、残された緑地等の前者の背景となる自然・土地的な景観（土地利用的景観）に大きく分類して整理し、ここでは後者について検討した。

	歴史・文化的景観	自然的・土地的景観 (土地利用的景観)	その他
都市部	都市景観（街並み等） 地方都市の中心市街地のまちづくり	都市内緑地、農地、水辺 ・土地開発のため減少	
都市郊外部		緑地、自然地形 ・住宅地の拡大による地形の毀損 ・土砂採取、廃棄物問題	沿道景観 鉄道沿線・駅周辺景観 ・地域個性のない全国一律的な景観
多自然居住地域 (農山漁村)	農山漁村景観 ・地域内で景観の価値が認められにくい ・景観を形成する歴史的生産活動は経営面から非効率	国土資源管理 ・里山の荒廃 ・担い手の減少による森林、農地の維持管理の困難	
自然維持地域	原生自然 ・世界遺産等	山地 河川・湖沼 海岸 ・土地開発による自然地形の毀損	自然公園等

郊外部においては、住宅地の拡大等の土地開発によって、ランドマークとなるような地形が毀損されている。

京都府 地形のレッドデータブック

事例は、多数存在するが典型的な形態を示し、保存が望ましい地形。地域において生活と密着した存在であるものやランドマークとして親しまれている地形」とされる例。「消滅危惧」となっている。

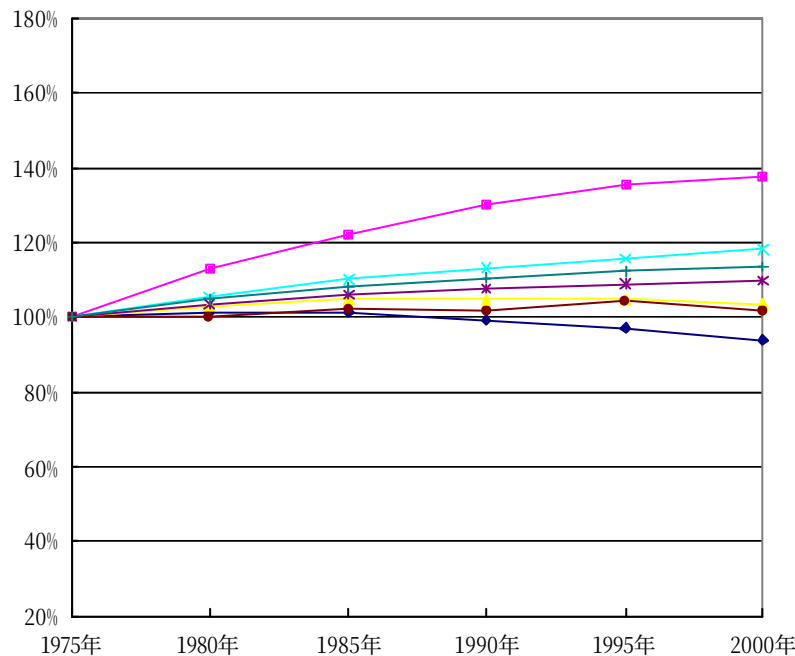


事例の丘陵では、いわゆる里山的自然もわずかに残されてはいるものの、宅地造成や道路建設などの開発が盛んで、近年の地形改変は著しい。このような改変によって作られた盛土地や切土地では、人工改変後のがけ崩れ等の危険性が高くなる場合がある。したがって、今後の土地利用にあたっては、自然環境の保全とその土地の地形特性に対する十分な配慮が払われる必要がある。

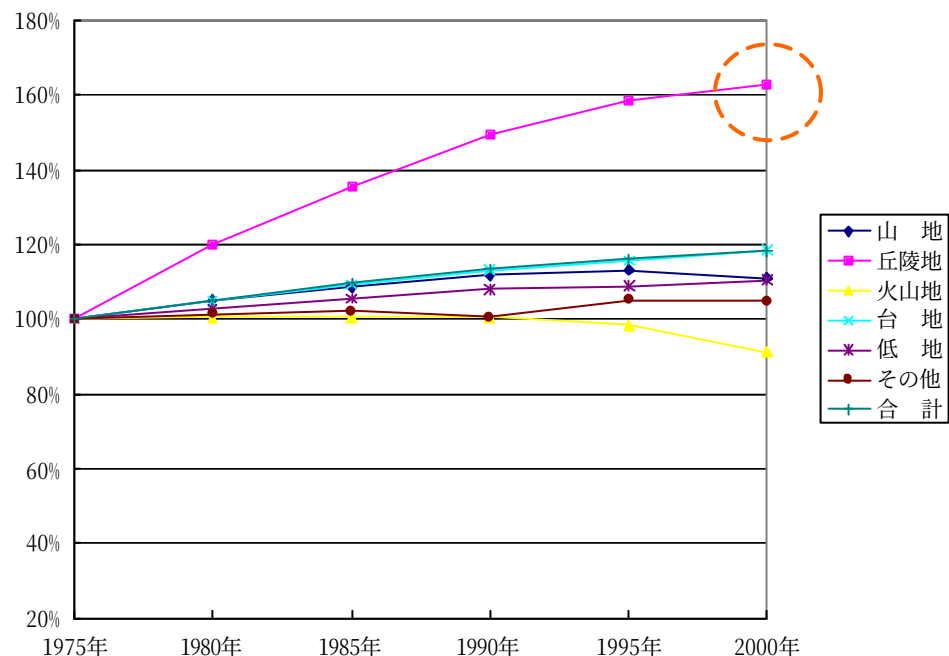
出典 京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/intro/21cent/kankyo/rdb/geo/db/sur0018.html>

地形分類別に人口の変化をみると、丘陵地において人口が急激に増加している。次いで台地、低地での人口が増加し、山地で人口が減少している。人口増加は都市的土地利用の増加を伴うため、人口が急激に増加している地域では、土地開発による自然環境の変化が予想される。

地形分類別の人口の変化 (全国)



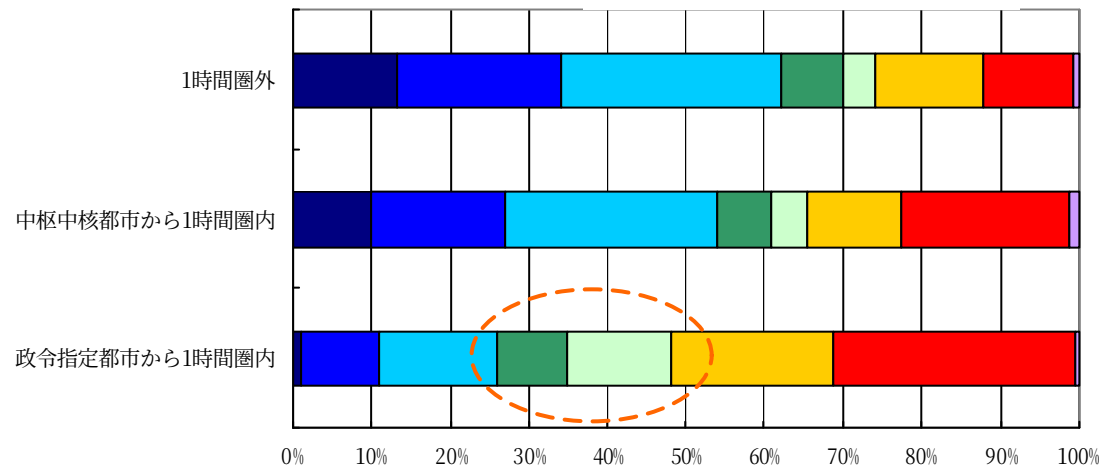
地形分類別の人口の変化 (三大都市圏)



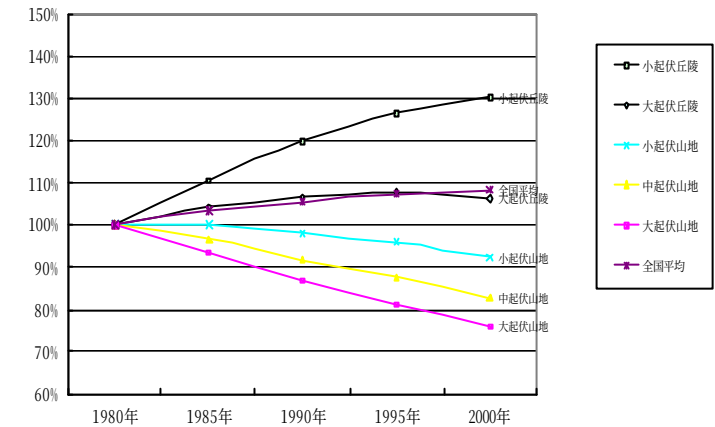
山地	大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地、山麓地
火山地	大起伏火山地、中起伏火山地、小起伏火山地、火山山麓地
丘陵地	大起伏丘陵、小起伏丘陵、火山性丘陵地
台地	段丘、火山灰台地、ローム台地・段丘、シラス台地、砂礫台地・段丘、岩石台地・段丘、溶岩台地（溶岩流）等
低地	火山性扇状地、扇状地性低地、氾濫原性低地、三角州性低地、自然堤防・砂州、砂礫州・被覆砂丘、旧湖盆性埋積低地
その他	湖沼、河川

地域分類別に地形の分布をみると、三大都市圏の政令指定都市から1時間圏内では、低地、丘陵地、台地等が多く、1時間圏外では山地が多く、このような地形がランドマークとなっていると考えられる。人口の急増している丘陵地は、特に大都市郊外の小規模丘陵地に多い。

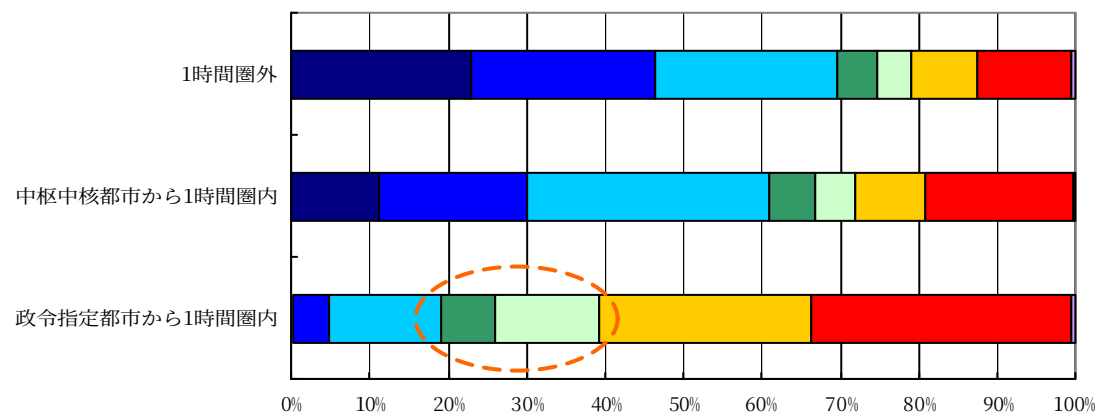
地形分類別の位置 (全国)



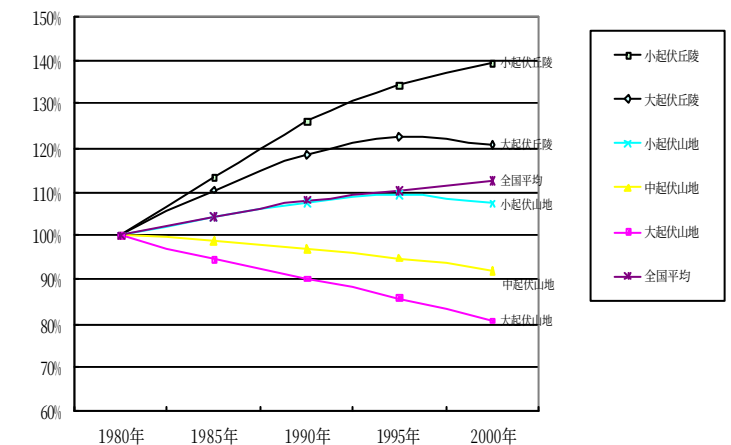
地形分類別の人口の変化 (全国)



地形分類別の位置 (三大都市圏)

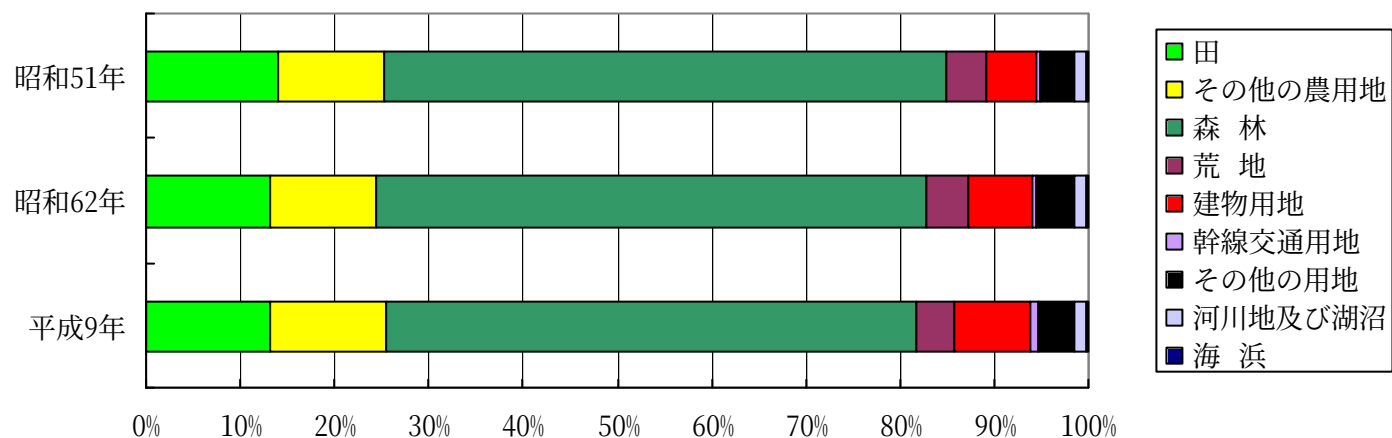


地形分類別の人口の変化 (三大都市圏)

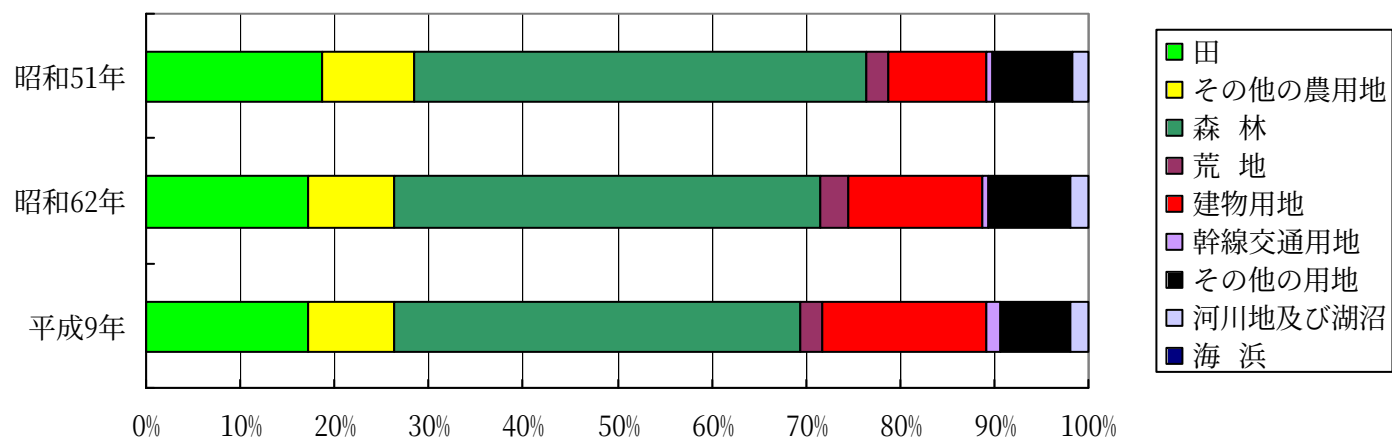


特に人口増加の大きい小規模丘陵地での土地利用の変化をみると、森林が建物用地として転換されている。

小規模丘陵地の土地利用の変化（全国）



小規模丘陵地の土地利用の変化（三大都市圏）



千葉県では、首都圏への開発用山砂採取、首都圏からの産業廃棄物・残土の流入によって、自然地形が著しく毀損されており、自然環境の破壊、住環境の悪化に苦慮している。県は国土利用計画（都道府県計画）に、残土処分、山砂の採取量などを将来目標値として追加できないか。



山砂採取場



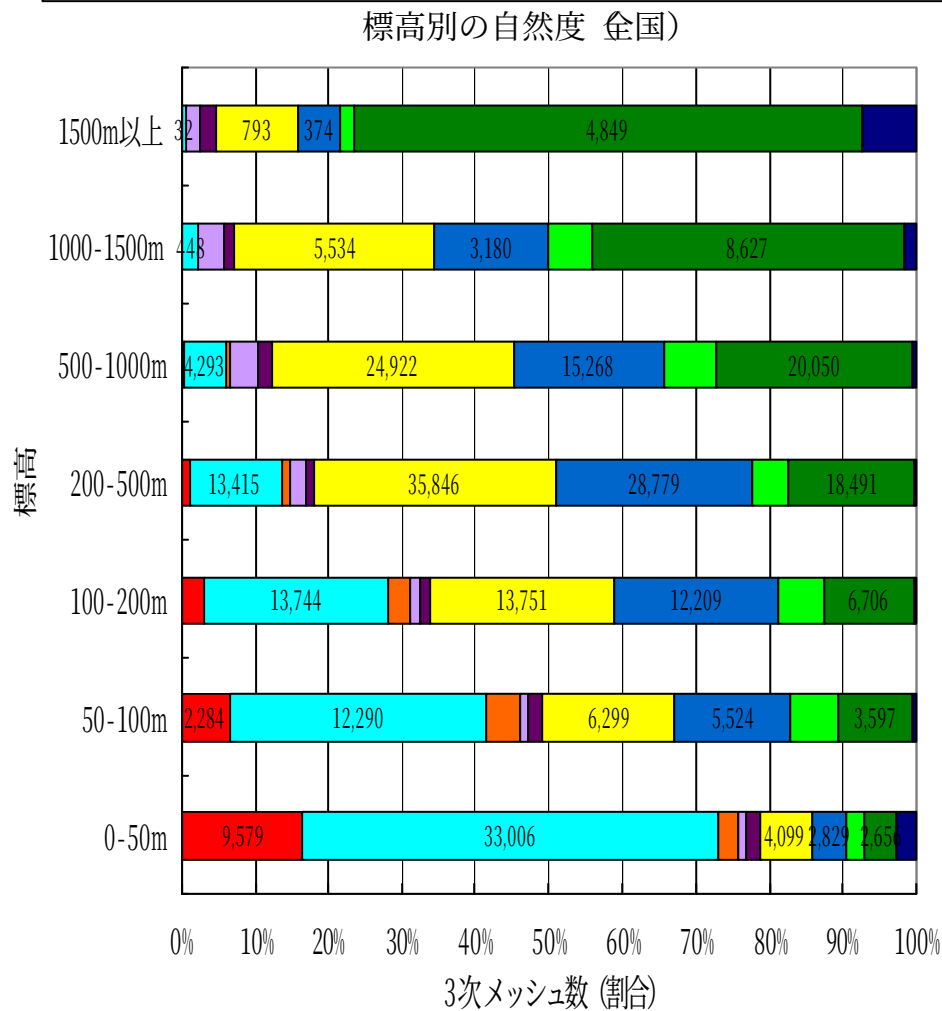
山肌のむき出し状態の採取場

出典：千葉県環境と共生した県土づくり研究会「千葉県の県土利用の現状と問題点」,平成16年11月（千葉県総合企画部提供）

都道府県へのヒアリングによれば、不法投棄をされやすい場所には、下表のような条件がある。都市郊外部から中山間部の人の少ないところで問題が発生する可能性が高く、景観や自然環境の毀損の原因となっている。

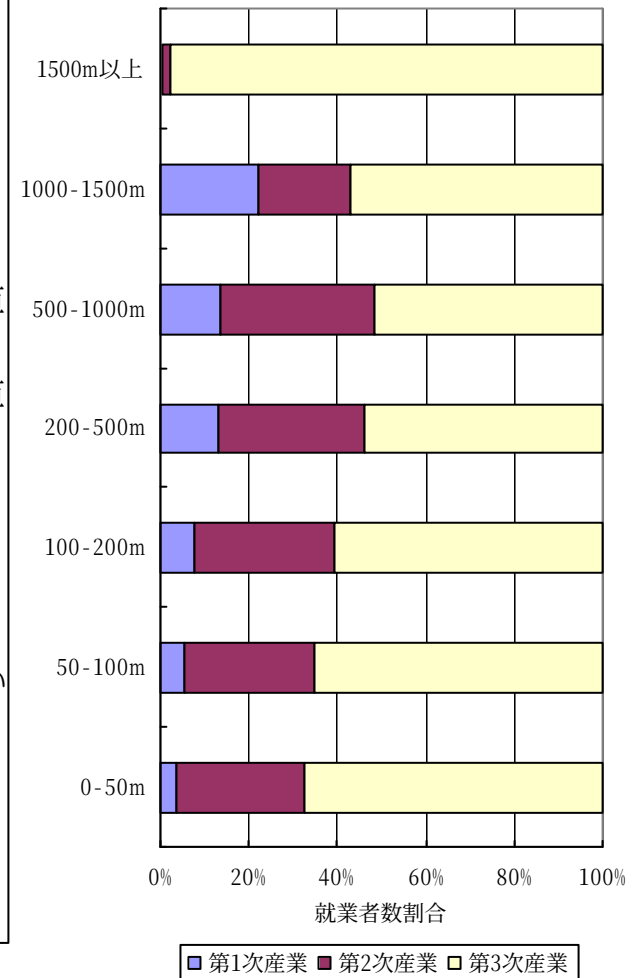
地形的に見えにくい場所	山間部の谷間、谷津田、湿地帯、林地、河川敷、都市周辺部の人里はなれた場所 周囲から見えにくい場所
無管理の土地	不在地主などで無管理の土地、別荘地で建てられないまま放置された土地、競売にかかっている土地
周辺住民の監視が届かない場所	周辺に夜間照明や民家などが無い場所
現場直近のアクセス道路	林道、農道、市町村道の沿線、主要道路から一本中に入ったような場所 幹線道路から山間部に至る場所、旧道沿いの民有地、 交通量がそれほど多くない場所、昼間交通省と早朝・夜間交通量に開きがある場所
交通の利便性が高いエリア	交通利便性の高い場所、幹線道路沿い、高速道路インター付近
行政の監視が届かない場所	行政界付近（県境に近いところ等）、市町村の飛び地、他の町村を通らないと行けない場所 市町村行政の監視・指導力の弱いところ
その他	鉄工所跡地、自社処分地内、砂利採取跡地、土砂採取跡地、新興住宅開発地 産廃処理業施設周辺地、埋め立て終了した処分場の跡地 地元住民のメリット（地代、維持管理費用軽減）、確信犯あるいは使用目的を問わない地主 地元の不動産業者、不在地主、土地の権利関係が複雑 等

標高別に自然度を集計すると、標高1500m以上では7割が自然林である。一方で、200～1000mの地帯では二次林、植林地が多い。50m以下の地帯は、農耕地、住宅地、市街地等が7割以上を占める。

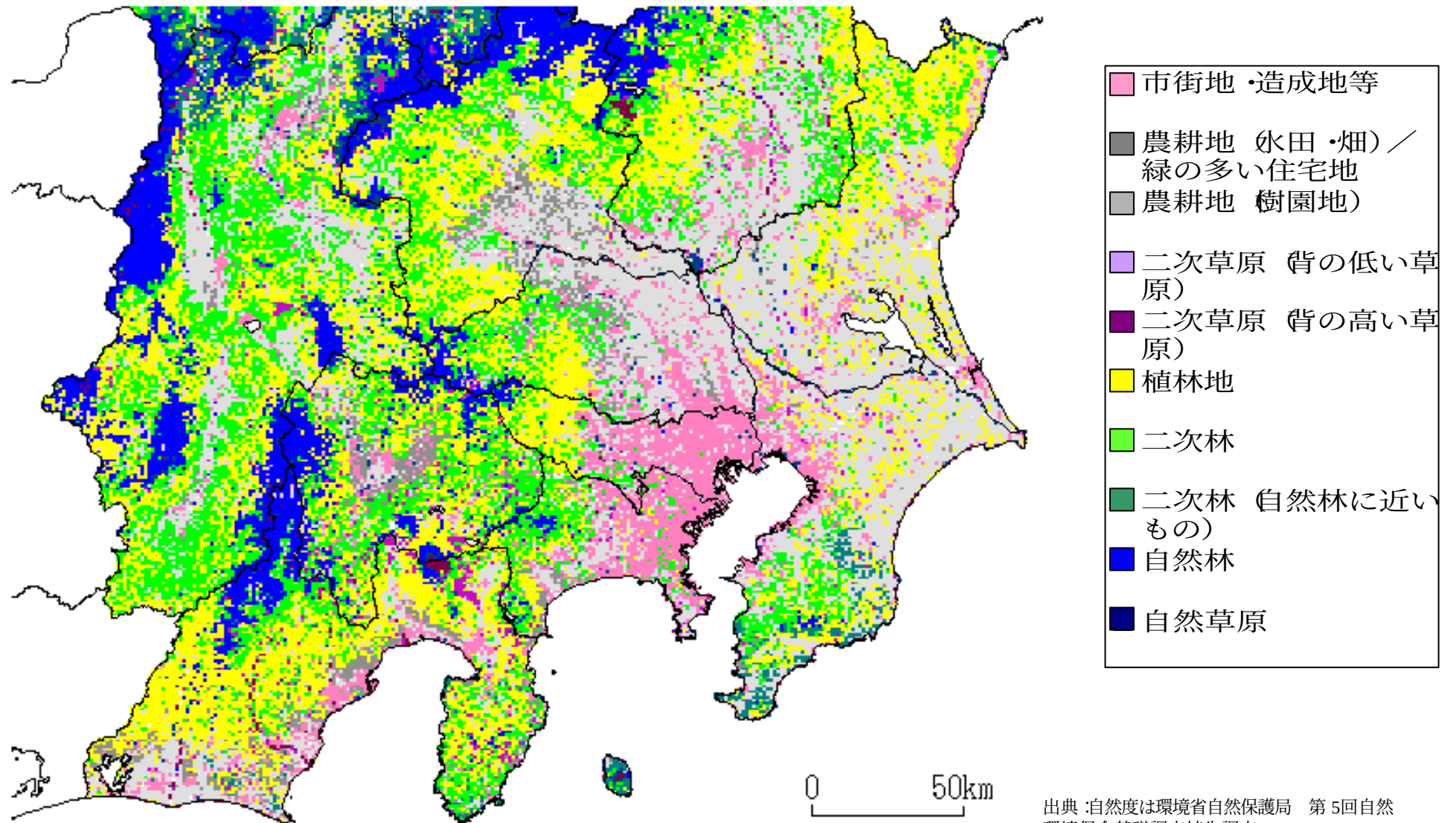


※ 数字は3次メッシュ数

【参考】標高別の産業別人口割合 (全国)



首都圏の植生自然度の状況を地図上に示した。



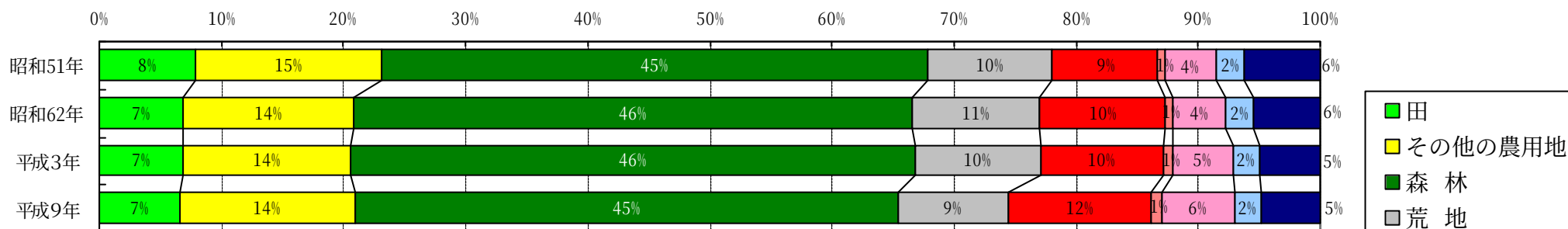
出典：自然度は環境省自然保護局 第5回自然
環境保全基礎調査植生調査

国土数値情報により国土計画局作成）

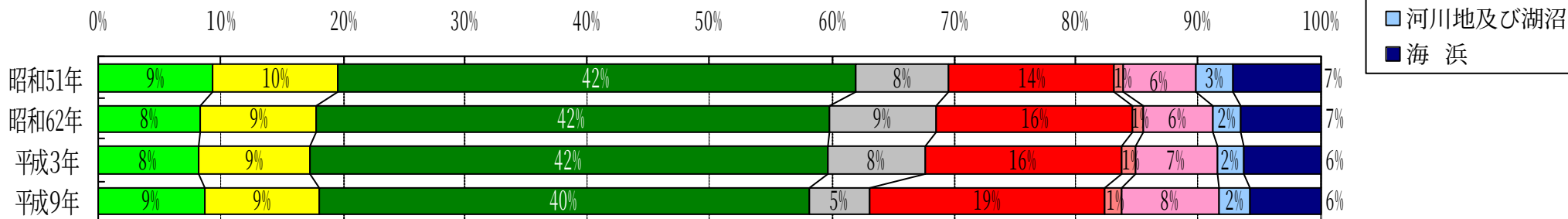
海岸沿いの土地利用は、昭和51年以降、荒地・森林が減少し、建物用地が増加している。特に、三大都市圏でその傾向が著しい。

海岸近傍における土地利用の変化

(全国)



(三大都市圏)

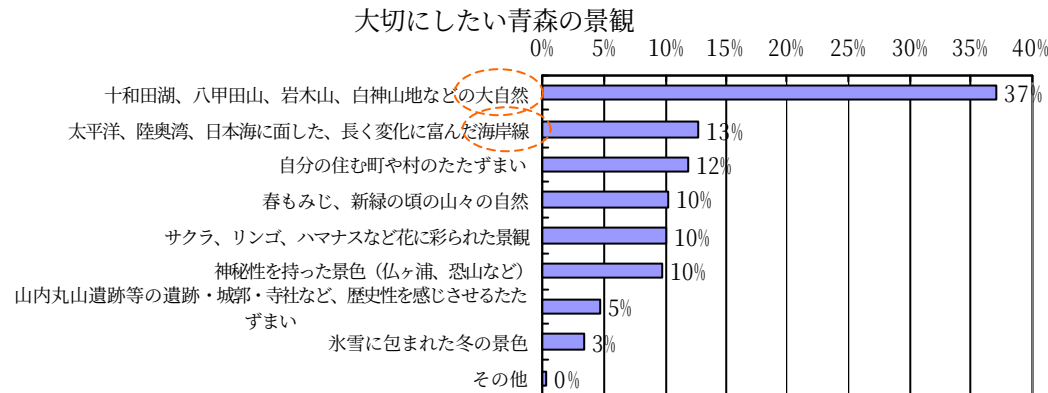


出典：国土計画局国土数値情報の土地利用分類データより海岸近傍のメッシュ（メッシュ面積の1%以上を海域が占めるメッシュ）の土地利用データを集計した。

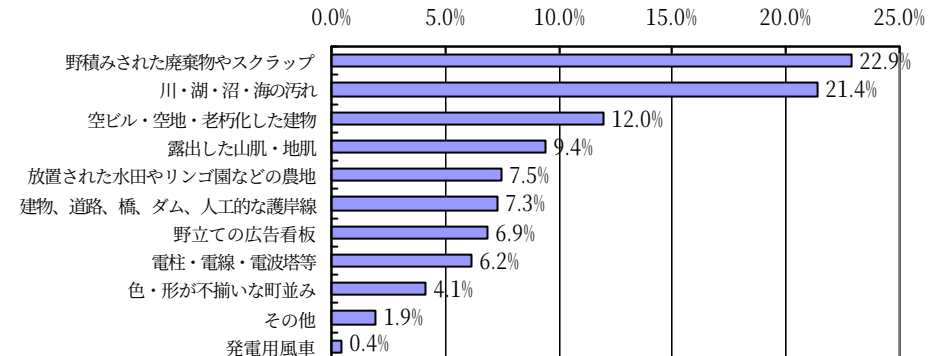
地方圏（青森県）の住民は、大切にしたい景観としては、地域のシンボルである自然を挙げる回答が多く、景観を損ねる事柄としては、廃棄物の野積みや水辺の汚れに対する回答が多い。

大都市圏（東京都）の住民の景観に対する印象としては、まちの夜景や橋などの人工構造物や、まちなかの緑に対する良い印象が多い反面、屋外広告物や電柱・電線に対する悪い印象が多い。また、都市景観を魅力的なものにしていくために必要なこととしては、電柱・電線の地中化や屋上緑化・緑を活かした街づくりに対する回答が多い。

青森県 景観に関する県民意識について



どのようなものが、美しい景観や大切な景観を損ねてしまうか



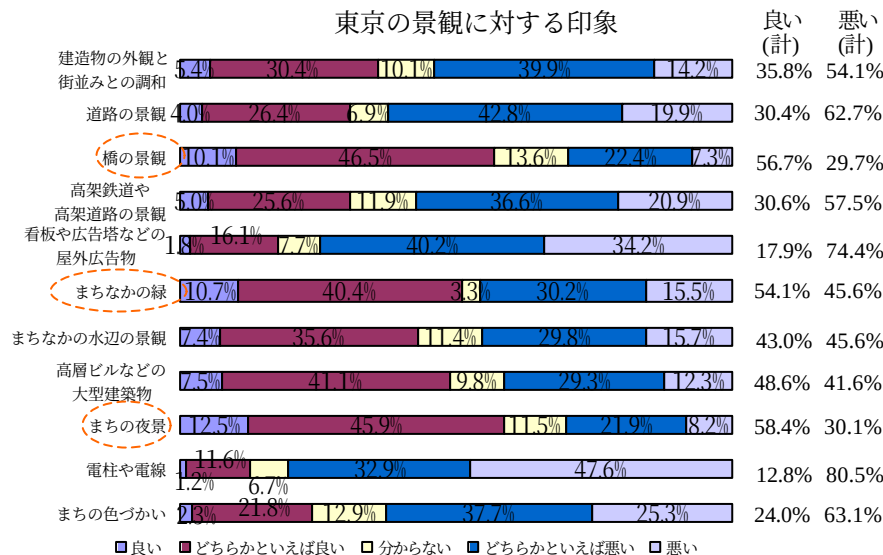
出典）青森県HP

青森県 景観に関する県民意識調査について」H14.7

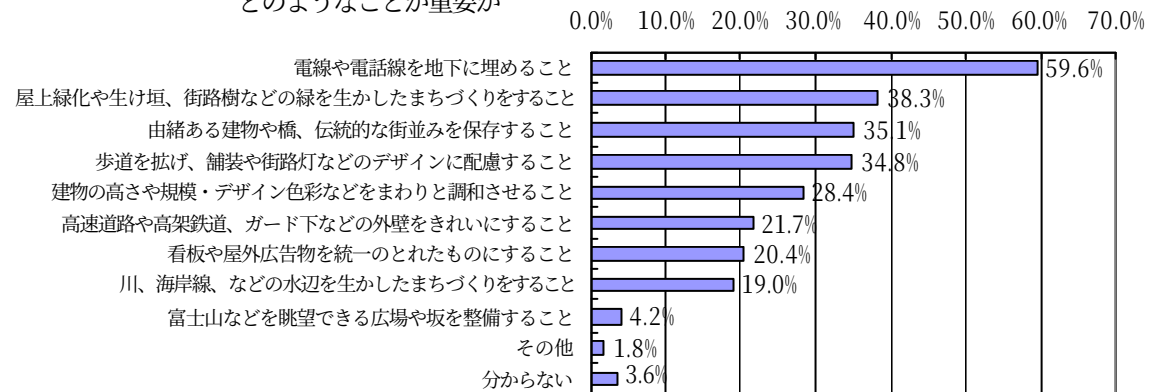
調査対象：県政モニター 200人

有効回答数 162件（回収率 81.0%）

東京都 都市景観と屋外広告物に関する世論調査



東京の都市景観を魅力あるものとしていくためには、
どのようなことが重要か



出典）東京都HP

東京都 都市景観と屋外広告物に関する世論調査」H14.8

調査対象：東京都民3,000人

有効回答数 2,084件（回収率 69.5%）

1. 国土計画における「美し国づくり」の視点

(全国総合開発計画における視点の推移)

- これまでの五次にわたる全国総合開発計画における「美し国づくり」の視点を概括すれば、
「観光開発」→「人間と自然との調和」→「人間居住の総合的環境の整備」→「うるおいのある国土の形成」→「美しい国土の創造」へと推移。
- 直近の「21世紀の国土のグランドデザイン」(平成10年3月閣議決定)では、「地域の自立の促進と美しい国土の創造」が副題となっている。

①全国総合開発計画(昭和37年10月閣議決定)

- 「観光開発の方向」が全九章の内の一章を構成。
- 「わが国に賦存する資源の有効利用の観点に立って観光資源の保護と利用の促進をはかる」ことを提起。
- 観光開発の主な対象として、低開発地域については「自然の景観、風俗習慣等」を、都市およびその周辺については「文化財、特殊建築物その他人工美」を挙げている。

②新全国総合開発計画(昭和44年5月閣議決定)

- 「過密・過疎現象は、さらに深刻化する傾向にあり、国民生活の快適性と安全性をそこね、経済の効率性を低下させるばかりではなく、自然と人間とのあるべき調和をそこねるおそれがある」と指摘。
- 計画の目標において、「長期にわたって人間と自然との調和を図り、また、将来都市化の進展に伴っていっそう深刻化すると考えられる国民の自然への渴望に応ずるために、自然を恒久的に保護保存すること」を提起。

③第三次全国総合開発計画(昭和52年11月閣議決定)

- 明治以降1世紀にわたる発展と変化は、「国民の生活水準を飛躍的に向上させたが、他方で人々の生活における自然や国土とのかかわりあいの感覚を次第に弱め」としていると指摘。
- 計画の基本的目標を、「限られた国土資源を前提として、地域特性を

生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備すること」としている。

④第四次全国総合開発計画（昭和 62 年 6 月閣議決定）

○計画の基本的課題として、「安全で質の高い国土環境の整備」を掲げ、「豊かな森林や水、清浄な大気、静穏な環境の確保、様々な恵みをもたらす自然環境や歴史的環境、良好な街並みの保全及び複雑化していく環境問題への対応などにより安定したうるおいのある国土を形成することが必要となる」としている。

⑤ 21 世紀の国土のグランドデザイン（平成 10 年 3 月閣議決定）

○「地域の自立の促進と美しい国土の創造」を副題としている。

○計画の基本的考え方において、以下のとおり「ゆとりと美しさに満ちた暮らし」や「美しい国土」に言及。

- 経済面での欧米諸国へのキャッチアップを終えた地球社会のフロンランナーの一員として、環境、資源の有限性が強く意識される 21 世紀において求めるものは、経済的な豊かさとともに精神的な豊かさを味わうことができる、ゆとりと美しさに満ちた暮らしを実現することである。
- 歴史と風土の特性に根ざした新しい文化と生活様式を持つ人々が住む美しい国土、庭園の島とも言うべき、世界に誇り得る日本列島を現出させ、地球時代に生きる我が国のアイデンティティを確立する。

○計画の課題と戦略において、以下のとおり言及。

・多自然居住地域の創造

- 田園、森林、河川、沿岸等における自然環境が適切に保全、管理された美しくアメニティに満ちた地域づくりを進める。

・大都市のリノベーション

- 都市の環境・アメニティ、景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、大都市の位置する内湾域において、環境の保全、回復を図る。

（第四次全国総合開発における施策）

○第四次全国総合開発計画（昭和 62 年 6 月閣議決定）においては、計画実現のための主要施策として「安全でうるおいのある国土の形成」を掲げ、快適環境の形成、歴史的環境の保全、美しい都市景観の形成、余暇・レクリエーションのための空間整備について広範に言及。

・ 快適環境の形成

- 緑地、親水空間等快適性増進のための社会資本整備の推進に加え、廃棄物処理施設、道路等の整備に当たっても、緑地帯の整備や歩行者に配慮したゆとりある道路づくりをするなど、社会資本に快適性の付与を図る。
- 環境教育の普及、活動組織づくり、アメニティ向上の活動助成のための様々な主体の任意、自発的な参加による基金の創設などにより各主体の積極的な活動を進める。

・ 歴史的環境の保全

- 歴史的環境は、単に歴史上意義を有する建造物、遺跡等に限らず、周囲の自然的環境や居住環境と一体をなして形成されるものであることにかんがみ、地域としてのまとまりや広がりを重視するとともに、生活環境施設の整備と一体として整備を進め、うるおいのある地域環境の形成を図る。また、地域開発の上でも、個性豊かな地域づくりの一環としてこれを活用する。

・ 美しい都市景観の形成

- 住民のみならず、国内、国外から訪れる人々にとり魅力があり、ゆとりとうるおいのある個性的な都市空間を創出していく必要がある。
このため、都市公園、広場、広幅員歩道等のオープンスペース、緑地空間、水辺空間の整備を図るとともに、都市内の緑化や都市内の河川、水路における清流の確保、復活を推進する。また、都市内に残された良好な緑地、樹木、水辺地を保全し、水と緑の豊かなうるおいのある都市環境を形成する。建築協定、地区計画等の活用、電線類の地中化による電柱の除去等を進めることにより、街並みの改善・調和を図り、都市の沿道景観を整備するとともに、公共建築物や公共施設については都市景観に配慮した整備に努め、良好な都市景観の形成を図る。さらに、都市の顔となるシンボル空間、ランドマークの整備、地域の歴史的環境、自然地形、風土等地域の固有の資源の活用による個性ある景観整備を進める。
地域に根ざした魅力的なまちづくりを進めるため、景観ガイドプランの策定等により地域全体の景観整備の目標を明らかにするとともに、地域住民、企業の任意、自主的な参加、協力によるまちづくりのための協定、基金等の活用を図る。

・ 余暇・レクリエーションのための空間整備

- 地勢や植生、気候や四季の変化、歴史・文化・伝統、街並みや地場産業あるいは生活習慣や方言など、国土には地域それぞれの特色が満ちている。

広域的な余暇活動の展開の場として、これらの特色や民間の能力を活用しつつ、海洋・沿岸域、森林、農村など全国に多彩なリゾート地域等の整備を促し、余暇需要の質的・量的変化に対応するとともに、地域アイデンティティの確立、地域の振興を図る。

(21 世紀の国土のグランドデザインにおける施策)

○「21 世紀の国土のグランドデザイン」（平成 10 年 3 月閣議決定）においては、分野別施策の基本方向の中で、文化の創造、美しさとゆとりを重視した生活空間の形成、都市の環境・アメニティの向上と美しい都市景観の形成、美しく、アメニティに満ちた地域づくりについて広範に言及。

- ・文化の創造に関する施策

- 文化や美観を重視した国土の再生を図るため、アメニティや景観に配慮した生活空間の形成を進めるとともに、歴史的街並みの保全や貴重な文化遺産の保護を推進する。

- ・美しさとゆとりを重視した生活空間の形成

- 農山漁村等においては、長年の管理により美しく維持され、景観としても価値のある農山漁村や森林の保全と活用を進めつつ、生活環境の整備、地域の美しい居住環境の形成等を図り、あわせて中小都市との連携により都市機能を享受できる環境整備する施策を展開する。都市においては、個々の建物のみに着目するのではなく、色彩、形状等を含め、借景の思想を生かした周辺の自然景観やスカイラインとの調和を図るとともに、電線類の地中化による電柱の除去等を進め、あわせて、美観を損ねるおそれのある屋外広告物への規制の実効性を高めるため、地区計画、条例に基づく広告物協定等の活用を図る。また、都市公園、水辺空間、散策路等、人々がくつろぎを感じられるゆとりある空間を整備するとともに、建築物の壁面や屋上の緑化等により、緑にあふれ、季節感のある空間の形成を進める。あわせて、周辺と調和したパブリック・アートの設置等により、美観に優れ、ゆとりある都市空間を形成する。

また、我が国の歴史的環境の保全を図りつつ、歴史を生かし

たまちづくりを進める観点から、歴史的に価値の高い伝統的建造物群の保存、活用等を通じた歴史的な街並みや集落の保護を促進するとともに、史跡や建造物等の保存、復元及び活用や、これらと一体をなす歴史的風土の保全を積極的に推進する。

・都市の環境・アメニティの向上と美しい都市景観の形成

→ 美しい都市景観を形成する観点から、歴史的・文化的遺産の保全・活用を積極的に行うとともに、質の高い都市空間の整備を通じて新たな文化の創造に貢献するまちづくりを推進する。

・美しく、アメニティに満ちた地域づくり

→ 多自然居住地域において「美しさ」とは、そこにある森林、農地、河川、海岸、集落、市街地等が良好な状態に維持管理され、健全に機能することにより実現される価値であり、「アメニティ」とは、そこに住み、そこを訪れる人々に適切に管理された地域空間が与える心地良さを指す。

（国土利用計画（全国計画）における視点（例））

○第三次国土利用計画（全国計画）（平成8年2月閣議決定）では、「国土利用の質的向上に関しては、①安全で安心できる国土利用、②自然と共生する持続可能な国土利用、③美しくゆとりある国土利用といった観点を基本とすることが重要である」としている。

○また、必要な措置の概要として、「都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る」としている。

都道府県条例指定箇所一覧

団体名	指定地域名	面積 (km ²)	指定年	根拠	分類
岩手県	岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域		H10	岩手の景観の保全と創造に関する条例	山地・高原
岩手県	平泉周辺景観形成重点地域		H12	岩手の景観の保全と創造に関する条例	歴史文化遺産
埼玉県	和光市南部台地景観形成地区	約 1.80	H8	埼玉県景観条例	田園・農村
東京都	隅田川景観基本軸	不明	H11	東京都景観条例	河川・湖沼
東京都	丘陵地景観基本軸	不明	H11	東京都景観条例	その他
東京都	玉川上水景観基本軸	不明	H11	東京都景観条例	河川・湖沼
東京都	神田川景観基本軸	不明	H12	東京都景観条例	河川・湖沼
東京都	臨海景観基本軸	不明	H12	東京都景観条例	海岸
東京都	国分寺崖線景観基本軸	不明	H13	東京都景観条例	その他
長野県	浅間山麓景観形成重点地域	196.25	H5	長野県景観条例	山地・高原
長野県	国道147号148号沿道景観形成重点地域	77.79	H5	長野県景観条例	沿道
長野県	ハケ岳山麓景観形成重点地域	294.81	H10	長野県景観条例	山地・高原
長野県	高社山麓千曲川下流域景観形成重点地域	477.65	H12	長野県景観条例	山地・高原 河川・湖沼
石川県	加賀産業開発道路沿道景観形成重要地域	54	H10	石川県景観条例	沿道
石川県	能登有料道路沿線景観形成重要地域	166	H10	石川県景観条例	沿道
石川県	能登空港周辺景観形成重要地域	160	H14	石川県景観条例	公共的施設
滋賀県	琵琶湖景観形成地域	740	H11	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼
滋賀県	国道307号沿道景観形成地区	11	S63	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	沿道
滋賀県	国道365号沿道景観形成地区	6	H1	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	沿道
滋賀県	主要地方道大津能登川長浜線	10	H5	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	沿道
滋賀県	芹川河川景観形成地区	2	S62	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼

滋賀県	安曇川河川景観形成地区	9	S63	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼
滋賀県	姉川河川景観形成地区	5	H1	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼
滋賀県	杣川河川景観形成地区	1	H3	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼
滋賀県	宇曽川河川景観形成地区	2	H7	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	河川・湖沼
大阪府	大阪中央環状線等景観形成地域	約9.0	H12	大阪府景観条例	沿道
大阪府	国道423号（新御堂筋）景観形成地域	約2.0	H12	大阪府景観条例	沿道
大阪府	国道308号景観形成地域	約1.4	H12	大阪府景観条例	沿道
大阪府	国道26号（第二阪和国道）景観形成地域	約8.5	H12	大阪府景観条例	沿道
大阪府	大阪外環状線（国道170号）景観形成地域	約12.9	H13	大阪府景観条例	沿道
大阪府	国道171号景観形成地域	約4.5	H14	大阪府景観条例	沿道
大阪府	淀川等景観形成地域	約32.3	H15	大阪府景観条例	河川・湖沼
鳥取県	大山景観形成地域		H6	鳥取県景観形成条例	山地・高原
鳥取県	沿道景観形成地域		H7	鳥取県景観形成条例	沿道
島根県	宍道湖景観形成地域	不明	H5	ふるさと島根の景観づくり条例	河川・湖沼
長崎県	島原中心部商店街美しいまちづくり重点支援地区	0.352	H15	長崎県美しいまちづくり推進条例	伝統的町並み
長崎県	厳原城下町美しいまちづくり重点支援地区	0.657	H15	長崎県美しいまちづくり推進条例	伝統的町並み
大分県	亀川・大分空港間沿道環境美化地区その他8地区	延長35km	H1	大分県沿道の景観保全等に関する条例	沿道
大分県	守江湾沿道景観保全地区その他沿道景観保全地区3地区	9.31	H1	大分県沿道の景観保全等に関する条例	沿道
宮崎県	沿道自然景観地区	10	S45-S54	沿道修景美化条例	沿道
宮崎県	沿道修景植栽地区	186	S45-S60	沿道修景美化条例	沿道

注：面積欄は、距離で回答された場合は距離を掲載（単位を明記）。「不明」と回答があったものはその旨明記。その他の回答や無回答のものは空欄とした。

出典

：国土計画局『「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査』（平成16年1～2月）

人口減少地域における国土の管理・保全の実態等に関するアンケート調査

～ 調査結果の概要 ～

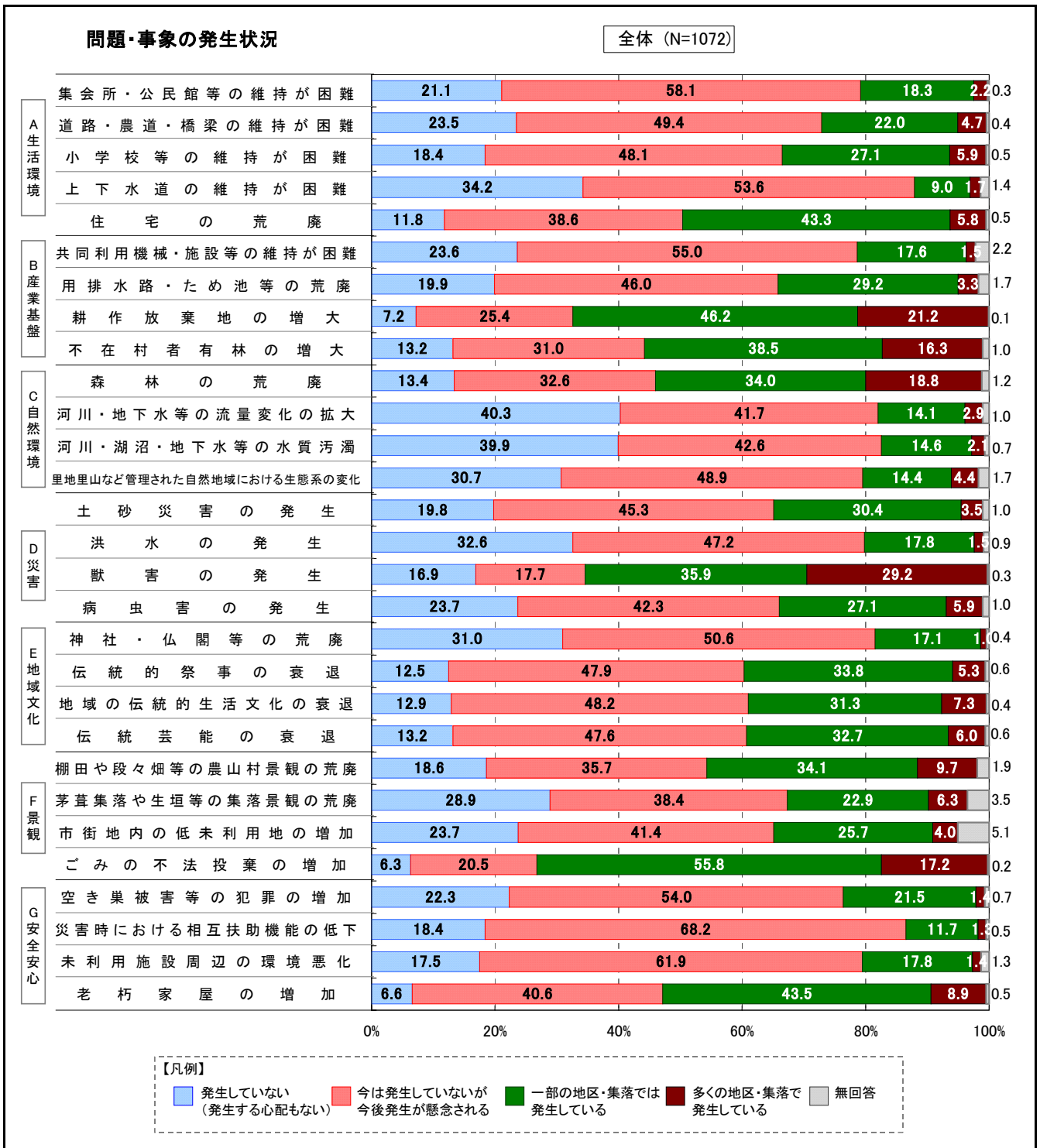
■調査の概要

調査の対象	市町村人口データ等の分析により、人口減少が顕著である市町村を対象とした 《抽出条件》①昭和 35 年から平成 12 年までの 40 年間の人口減少率が 10%以上であり かつ②平成 2 年から平成 12 年までの 10 年間の人口減少率が 2 %以上																																																			
調査方法	郵送配布・郵送回収																																																			
調査時期	平成 16 年 6 月～7 月																																																			
配布数	1,523 市町村																																																			
回答数	1,072 市町村（回答率 70.4%）																																																			
人口減少率別 配布・回答数	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">長期的人口減少率（S35⇒H12）</th></tr><tr><th>小 （10～25%）</th><th>中 （25～40%）</th><th>大 （40%以上）</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="8">短期的 人口減少率 （H2⇒H12）</td><td rowspan="2">小 （2～6%）</td><td>177</td><td>100</td><td>48</td><td>325</td></tr><tr><td>132（74.6%）</td><td>69（69.0%）</td><td>33（68.8%）</td><td>234（72.0%）</td></tr><tr><td rowspan="2">中 （6～10%）</td><td>132</td><td>228</td><td>150</td><td>510</td></tr><tr><td>91（68.9%）</td><td>160（70.2%）</td><td>108（72.0%）</td><td>359（70.4%）</td></tr><tr><td rowspan="2">大 （10%以上）</td><td>24</td><td>164</td><td>500</td><td>688</td></tr><tr><td>17（70.8%）</td><td>117（71.3%）</td><td>345（69.0%）</td><td>479（69.6%）</td></tr><tr><td rowspan="2">計</td><td>333</td><td>492</td><td>698</td><td>1,523</td></tr><tr><td>240（72.1%）</td><td>346（70.3%）</td><td>486（69.6%）</td><td>1,072（70.4%）</td></tr></table>							長期的人口減少率（S35⇒H12）				小 （10～25%）	中 （25～40%）	大 （40%以上）	計	短期的 人口減少率 （H2⇒H12）	小 （2～6%）	177	100	48	325	132（74.6%）	69（69.0%）	33（68.8%）	234（72.0%）	中 （6～10%）	132	228	150	510	91（68.9%）	160（70.2%）	108（72.0%）	359（70.4%）	大 （10%以上）	24	164	500	688	17（70.8%）	117（71.3%）	345（69.0%）	479（69.6%）	計	333	492	698	1,523	240（72.1%）	346（70.3%）	486（69.6%）	1,072（70.4%）
		長期的人口減少率（S35⇒H12）																																																		
		小 （10～25%）	中 （25～40%）	大 （40%以上）	計																																															
短期的 人口減少率 （H2⇒H12）	小 （2～6%）	177	100	48	325																																															
		132（74.6%）	69（69.0%）	33（68.8%）	234（72.0%）																																															
	中 （6～10%）	132	228	150	510																																															
		91（68.9%）	160（70.2%）	108（72.0%）	359（70.4%）																																															
	大 （10%以上）	24	164	500	688																																															
		17（70.8%）	117（71.3%）	345（69.0%）	479（69.6%）																																															
	計	333	492	698	1,523																																															
		240（72.1%）	346（70.3%）	486（69.6%）	1,072（70.4%）																																															
地域ブロック別 配布・回答数	<table><tr><th>地域ブロック</th><th>配布数</th><th>回答数</th><th>回答率</th></tr><tr><td>北海道</td><td>167</td><td>119</td><td>71.3%</td></tr><tr><td>東北</td><td>316</td><td>225</td><td>71.2%</td></tr><tr><td>関東</td><td>99</td><td>81</td><td>81.8%</td></tr><tr><td>北陸</td><td>50</td><td>37</td><td>74.0%</td></tr><tr><td>中部</td><td>131</td><td>99</td><td>75.6%</td></tr><tr><td>近畿</td><td>100</td><td>72</td><td>72.0%</td></tr><tr><td>中国</td><td>197</td><td>120</td><td>60.9%</td></tr><tr><td>四国</td><td>136</td><td>98</td><td>72.1%</td></tr><tr><td>九州・沖縄</td><td>327</td><td>221</td><td>67.6%</td></tr></table>					地域ブロック	配布数	回答数	回答率	北海道	167	119	71.3%	東北	316	225	71.2%	関東	99	81	81.8%	北陸	50	37	74.0%	中部	131	99	75.6%	近畿	100	72	72.0%	中国	197	120	60.9%	四国	136	98	72.1%	九州・沖縄	327	221	67.6%							
地域ブロック	配布数	回答数	回答率																																																	
北海道	167	119	71.3%																																																	
東北	316	225	71.2%																																																	
関東	99	81	81.8%																																																	
北陸	50	37	74.0%																																																	
中部	131	99	75.6%																																																	
近畿	100	72	72.0%																																																	
中国	197	120	60.9%																																																	
四国	136	98	72.1%																																																	
九州・沖縄	327	221	67.6%																																																	

■調査結果

❖ 問題・事象の発生状況について

- 全体的に、「今は発生していないが今後発生が懸念される」という問題・事象が多くなっている。なかでも、「G 安全安心」に関する諸問題については、「今は発生していないが今後発生が懸念される」という割合が比較的高くなっている。
- 特に「耕作放棄地の増大」、「不在村者有林の増大」、「森林の荒廃」、「獣害の発生」、「ごみの不法投棄」、「老朽家屋の増加」については半数以上の市町村で既に問題が発生している。



❖ 問題・事象の対応状況について

- 「D 災害」や「A 生活環境」に関する諸問題は、「対処している」という割合が高くなっている。
- 個別の問題ごとにみると、「獣害の発生」、「病虫害の発生」、「ごみの不法投棄の増加」については「対処している」という割合が比較的高いが、「住宅の荒廃」、「耕作放棄地の増大」、「不在村者有林の増大」、「森林の荒廃」、「老朽家屋の増加」などについては「対処できず困っている」という割合が高くなっている。

